

議第 78 号

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例

下呂市火災予防条例（平成16年下呂市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自動車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自動車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、<u>開放型鉛蓄電池を用いたもの</u>にあつては、その電槽は、<u>耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの</u>を除く。)にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p>

改正後

改正前

(火を使用する設備等の設置の届出)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(11) (略)

(1)～(11) (略)

(12) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(12) 蓄電池設備

(13)～(15) (略)

(13)～(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (cm)									
	入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考				
炉の部～温風暖房機の部 (略)										
厨房設備	気体燃料の款 (略)					(略)				
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	=		1 0 0	5 0	5 0	5 0
	不燃	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	=	8 0		3 0	=	3 0	
上記に分類されないものの款 (略)										

種類	離隔距離 (cm)					
	入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
炉の部～温風暖房機の部 (略)						
厨房設備	気体燃料の款 (略)					(略)
	上記に分類されないものの款 (略)					

改正後		改正前	
ボイラーの部～電気温水器の部 (略)		ボイラーの部～電気温水器の部 (略)	
備考		備考	
1～3 (略)		1～3 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の下呂市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

【参考資料】

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 蓄電池容量として用いていた単位「アンペアアワー・セル」を、一般的に用いられている単位「キロワット」に改めます。

(第 13 条関係)

(2) 屋外に設ける蓄電池設備について、建築物からの離隔距離を定めます。

(第 13 条関係)

(3) 設置時に届出が必要な蓄電池設備について、届出が必要な蓄電池容量を定めます。

(第 49 条関係)

(4) 個体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加します。

(別表第 3 関係)

(5) この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(6) この条例の施行の際、すでに設置されている、設置工事中又は 2 年を経過する日までに設置予定の設備について、改正後の規定に適合しない設備の規定の適用について定めます。

(附則第 2 項、第 3 項、第 4 項関係)